

2015年12月24日

お客さま 各位

東北労働金庫

「マイナンバー制度」に関するご案内について

いつも<ろうきん>をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、2016年1月より、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法という)」の施行により、「マイナンバー(社会保障・税番号)制度」がはじまります。

これに伴い、<ろうきん>では、2016年1月から、一部のお取引について、法定調書や非課税申告書などへの記載のため、お客さまに個人番号もしくは法人番号をご提示いただく場合がございますので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、2016年1月以降に<ろうきん>で個人番号・法人番号が必要となる主な取引は以下の通りです。

記

【お客さまからマイナンバーの提示が必要な主な取引】

法令により個人・法人を問わず、マイナンバーの提示が必要となります。

「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」をご持参ください。

個人のお客さま	法人・団体のお客さま
投資信託・公共債などの金融商品取引	
マル優・マル特	定期預金・通知預金
財形貯蓄(年金・住宅)	出資金

※出資および利用の配当金額によってはマイナンバーの提示をお願いすることがございます。

■マイナンバー制度に関する公的機関のリンク先
内閣官房(マイナンバー社会保障・税番号制度)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

以上